

沖縄労働局発表
平成30年11月30日

【照会先】

沖縄労働局 雇用環境・均等室
室長 加藤 明子
雇用環境改善・
均等推進監理官 本村 英樹
室長補佐 面高 史代
電話 (098) 868-4380

① 「ハラスメント対応特別相談窓口」設置

～ 相談窓口開設期間：平成30年12月10日(月)～12月14日(金)～

② 「職場におけるハラスメント対策説明会」開催

職場でのハラスメントは、問題が発生すると、従業員の働く意欲が低下し、心身の不調や能力発揮を阻害したり、職場環境が悪化するなど、企業にとって大きな問題になります。近年、全国の労働局においても、職場におけるハラスメントに関する相談件数が増加しており、社会的関心も高まっています。

「職場のセクシュアルハラスメント」の相談は依然として多く、さらに、平成29年1月からは改正男女雇用機会均等法及び改正育児・介護休業法が施行され、上司・同僚の「妊娠・出産、育児・介護休業等に関するハラスメント」を防止する措置が事業主に新たに義務付けられたことにより、各企業においては未然防止対策に着実に取り組むことが必要となっています。

沖縄労働局（局長 安達 隆文）では、平成30年12月10日から同年12月14日までの期間、「全国ハラスメント撲滅キャラバン」の一環として、労働者や企業の担当者からの相談に対応する「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設します。

また、働き方改革関連法の説明と併せて「職場におけるハラスメント対策説明会」を開催します。

1. 「ハラスメント対応特別相談窓口」の設置

- ◇ 職場のセクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメント等の相談対応を行います。
 - ・ 日 時 : 平成30年12月10日(月)から同年12月14日(金)8時30分～17時15分
 - ・ 場 所 : 沖縄労働局雇用環境・均等室
 - ・ 電話番号 : (098) 868-4380
 - ・ 対象者 : 労働者、事業主、企業の人事労務担当者
- ※ 特別相談窓口の開設期間以外でも相談を受け付けています。

2. 「職場におけるハラスメント対策説明会」の開催

◇ 沖縄労働局では働き方改革関連法の説明と併せて説明会を開催します。

地 区	開 催 年 月 日	会 場	定 員
名護	平成 31 年 1 月 17 日 (木) 14 : 00 ~ 16 : 00	北部合同庁舎 (名護市大南 1-13-11)	事業主、人事労務担当者等 120 名
中・南部	平成 31 年 1 月 22 日 (火) 10 : 00 ~ 12 : 00	那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 (那覇市おもろまち 2-1-1)	事業主、人事労務担当者等 120 名
	平成 31 年 1 月 22 日 (火) 14 : 00 ~ 16 : 00	”	”
	平成 31 年 1 月 23 日 (水) 10 : 00 ~ 12 : 00	”	”
	平成 31 年 1 月 23 日 (水) 14 : 00 ~ 16 : 00	”	”
八重山	平成 31 年 1 月 24 日 (木) 14 : 00 ~ 16 : 00	八重山合同庁舎 (石垣市真栄里 438-1)	事業主、人事労務担当者等 100 名
宮古	平成 31 年 1 月 25 日 (金) 14 : 00 ~ 16 : 00	宮古合同庁舎 (宮古島市平良字西里 1125)	事業主、人事労務担当者等 100 名

※ 説明会の詳細及び参加申込方法等は後日沖縄労働局HPでご案内します (12月中旬予定)。

沖縄労働局では、雇用環境・均等室に

ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

開設期間：平成30年12月10日（月）～平成30年12月14日（金）

働く人も、企業の担当者も、**ご相談ください！**

たとえば・・・

働く人

企業の担当者

セクハラについて社内の相談窓口にご相談したら「それくらいのことは我慢しろ」と言われた。

育児短時間勤務をしていたら同僚から「あなたが早く帰るせいで、まわりは迷惑している。」と何度も言われ、精神的に非常に苦痛を感じている。

長時間にわたって、繰り返し執拗に叱られてつらい。

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの相談を受けたが、会社としてどうすればよいのだろうか。

セクハラや妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止措置は、会社としてなにをする必要があるんだろう。パワハラも対策に含めた方がよいのだろうか？

セクシュアルハラスメント（セクハラ）とは

職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗（しつよう）な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなることをいいます。

パワーハラスメント（パワハラ）とは

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられる行為をいいます。

妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い、および妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントとは

妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない（契約社員の場合）といった行為を「不利益取扱い」といいます。

また、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことを「ハラスメント」といいます。

このほか・・・

働く人

◆ 妊娠を報告したら、事業主から「退職してもらおう」と言われました。

働く人 企業の担当者

◆ 非正規の社員も、産休・育休を取れるのでしょうか？

企業の担当者

◆ 会社として、妊娠等した労働者に、このような取扱いをしたら、均等法などに違反しますか？

・・・などのご相談にも対応します。

相談して
ください！

沖縄労働局があなたのお力になります！

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。

まずは相談してください！！ 相談は無料です！



Q. どのような相談ができますか？

A. 職場でのセクシュアルハラスメントや、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いやハラスメントについてご相談いただけます。職場でのパワーハラスメントについてもご相談いただけます。

Q. 女性しか相談できませんか？

A. 男性もご相談いただけます。また、労働者、事業主どちらからのご相談も受け付けます。

Q. 妊娠したら退職を強要されました。相談したら、労働局ではなにををするのですか？

A. 相談者のご希望や状況を踏まえ、会社に事実確認を行い、その状況に応じて会社に働きかけを行います。相談者の了解なしに、会社に相談者の情報を提供することはありません。会社との間に紛争が生じている場合は、労働局長による援助や調停会議による調停などを行っています。

沖縄労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

● 受付時間 8時30分～17時15分（土日祝祭日を除く）

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。
できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

● 雇用環境・均等室 電話番号：098-868-4380

住所：那覇市おもろまち2-1-1那覇第2地方合同庁舎（1号館）3階

